

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 6月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第100号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第 2条の見出しを「（審査部会の数）」に改め、同条第 1項中「16」を「17」に改め、同条第 2項を削る。

第 3条第 2項を削る。

第 4条第 2項中「80人」を「85人以内」に改める。

第 6条第 2項中「は、」の次に「健康福祉局障害福祉部障害者支援課及び」を加える。

別表を削る。

第 1号様式（裏）中「 809, 000円」を「 826, 500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 9月 1日から施行する。ただし、第 1号様式の改正規定並びに次項及び附則第 3項の規定は、同年 7月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。